不育症治療費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	佐野市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	120-0 ： その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不育症治療費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	98	
③番号法別表第２の項	120	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐野市個人番号の利用に関する条例別表第１　第１２の項　不育症治療費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律 （平成２６年５月３０日法律第５０号）　第１条	佐野市不育症治療費補助金交付要綱（平成２５年佐野市告示第５３号）　第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第１条 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第１条 不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため市が交付する不育症治療費補助金（以下、「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成１７年佐野市規則第６０条）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		佐野市不育症治療費補助金交付要綱（平成２５年佐野市告示第５３号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の３項1号	佐野市不育症治療費補助金交付要綱 第６条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第６条第１項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	不育症治療費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の３項1号ハ	佐野市不育症治療費補助金交付要綱 第３条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、その保護者（児童福祉法第６条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

備考	

届出情報

届出日	2016年10月27日
独自利用事務の対象者	
番号法第９条第２項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.